

鳥取県告示第794号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

東美谷（Ⅰ－2－26－32－2）、高井谷（Ⅰ－2－26－32－6）、大更川（Ⅰ－2－26－32－12）、高井谷
i（Ⅱ－2－26－32－5）、高井谷 ii（Ⅱ－2－26－32－6）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

稲吉（Ⅰ－950）、高井谷（Ⅰ－951）、石州府（Ⅰ－1540）、稲吉3（Ⅱ－3024）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）